

第 12 次五カ年計画 省エネ・汚染排出削減総合性工作方案  
の印刷公布に関する国务院の通達

国発(2011)26号

各省・自治区・直轄市人民政府、国务院各部委員会、各直屬機構：

「第 12 次五カ年計画 省エネ・汚染排出削減総合性工作方案」をここに印刷配布する。各地区・各部門の実情に照らし、真剣且つ徹底的に執行されたい。

一、「第 11 次五カ年計画」の期間中、各地区・各部門は党中央・国务院の政策決定の確實かつ徹底した実行に向けて体制を整え、省エネ・排出削減を経済構造調整・経済発展方式の転換・科学发展推進の重要な足がかり、突破口とし、著しい成果を収めた。全国の単位 GDP あたりエネルギー消費量は 19.1%削減、二酸化硫黄と COD の排出量はそれぞれ 14.29%と 12.45%削減され、「第 11 次五カ年計画」中長期計画綱要に確定された拘束的目標を基本的に達成、「第 11 次五カ年計画」後期の単位 GDP あたりエネルギー消費量と主要汚染物質排出総量の大幅な上昇局面を転換させた。これが安定した迅速な経済発展の有力な支えとなり、世界的な気候変動への対応に重要な貢献をした。また、「第 12 次五カ年計画」の省エネ・排出削減目標制定のために強固な基礎を作ることになった。

二、「第 12 次五カ年計画」の省エネ・排出削減任務遂行の重要性、緊迫性と困難さを十分に認識すること。「第 12 次五カ年計画」の期間、我が国の発展はまだ十分に力を発揮できる戦略的好機に置かれている。工業化と都市化の加速、消費構造の持続的なレベルアップに伴い、我が国のエネルギー需要はひたすら上昇し、国内の資源保証能力、環境容量の制約及び世界のエネルギー安全確保、気候変動の影響を受けている。資源環境の制約は日増しに強まっており、「第 12 次五カ年計画」の期間中、省エネ・排出削減の情勢は依然として非常に厳しいものであり、任務は非常に困難である。特に、我が国の省エネ・排出削減作業は、未だ責任ある任務遂行のレベルに達しておらず、推進の困難度が増し、インセンティブと自製のメカニズムが不完全、基礎的作業が手薄、能力開発の遅滞、監督管理能力が不足している等の問題を抱えている。このような状況を速やかに改善しなければ、「第 12 次五カ年計画」の省エネ・排出削減目標の実現が難しいだけでなく、経済構造調整と経済発展方式の転換に深刻な影響をもたらすであろう。

各地区・各部門は、中央の決定に向けて思想と行動を統一し、全体意識・危機意識・責任感を適切に強化し、エコロジカルで低炭素の発展という理念を打ち立て、省エネ・排出削減を科学发展観の実現・経済発展方式転換の加速のための足がかりとし、経済が良好で迅速な発展を実現しているか否かを検証する重要な基準とし、今まで以上の硬い意志とより大きな力量をもって、より効果的な政策措置を採用し、省エネ・排出削減を強力に推し進め、資源節約型で環境配慮型の生産方式と消費モデルの形成を加速させ、持続可能な発展能力を増強する。

三、省エネ・排出削減目標の責務を確實に実行し、政府主導・企業主体・市場の有効な牽引力・全社会の共同参与による省エネ・排出削減任務遂行の枠組みを形成する。政府の主導的役割を適切に発揮し、経済・法律・技術と必要な行政手段を総合的に運用し、省エネ・排出削減の統計・監視・評価体系の建設を強化し、インセンティブと自製のメカニズムの健全化に力を注ぎ、地方各級人民政府の担当区域での省エネ・排出削減に対する全責務と政府の主導を確實に実行することが、第一責任者の職務である。企業の省エネ・排出削減の主體的責任を更に明確にし、省エネ環境保護に関する法律法規と基準を厳格に執行し、管理政策を整備・補完し、目標達成任務を確實に実行しなければならない。市場メカニズムの働きを更に発揮させ、省エネ・排出削減の市場化メカニズム普及に更に力を入れ、省エネ・排出削減を企業や各種社会的主体の内在的要求へと転化させなければならない。また、全国民の資源節約・環境保護への意識をいっそう高め、省エネ・排出削減の国民的行動を更に推進し、全社会が共同参画し、共同で省エネ・排出削減を促進する良好な社会的雰囲気形成しなければならない。

四、省エネ・排出削減任務に対する組織的指導を全面的に強化し、監督検査を全力で指導し、厳格に評価し責任追及を行わなければならない。発展改革委は国务院省エネ・排出削減工作指導小

組から請け負う具体的な業務に責任を負い、省エネ・排出削減の総合的調和を強化し、エネルギー消費削減活動を組織的に推進する。環境保護部は主に汚染物質排出削減方面の任務を請け負う。統計局はエネルギー統計と監視に責任を負う。その他各関係部門は適切にその職責を履行し、密接に協調し協力し合わなければならない。各省レベル人民政府は、即刻担当地区に「第12次五カ年計画」省エネ・排出削減任務に向けた人員配置を行い、関係部門の責任・作業分担と要求される進捗度を更に明確にしなければならない。

各地区・各部門と中央国有企業は、本通達の要求に従い、実情に応じて直ちに具体的な実施方を策定し、目標と責任を明確にし、徹底した実行を全力で指導すること。省エネ・排出削減任務の遂行を先送りした挙げ句期間後半に慌てるような問題が起こることを絶対に避け、「第12次五カ年計画」省エネ・排出削減目標の実現を確実なものにされたい。

國務院  
二〇一一年八月三十一日

### 「第12次五カ年計画 省エネ・汚染排出削減総合性工作方案」

#### 一、省エネ・排出削減の全体的要求と主要な目標

(一) 全体的要求。鄧小平理論と「三つの代表」の重要な思想の指導の下、科学發展觀をより踏み込んで徹底的に実行し、エネルギー消費削減・主要汚染物質排出総量抑制・エネルギー消費総量の合理的抑制を組み合わせ、經濟發展方式轉換を加速させるメカニズムを形成すること；責任強化・法制の健全化・政策の整備・監督管理強化を結びつけ、健全なインセンティブと自製のメカニズムを確立すること；産業構造合理化・技術發展推進・工程措置強化・管理誘導を結合させ、エネルギー利用効率を大幅に向上させ、汚染物質排出を大きく減少させること；政府主導・企業主体・市場の有効な牽引力・社会全体の共同参与による省エネ・排出削減活動の枠組み形成を更に進め、「第12次五カ年計画」省エネ・排出削減義務的目標の達成を確実なものとし、資源節約型のエコフレンドリーな社会の建設を加速させること。

(二) 主要目標。2015年までに、GDP一万元あたりエネルギー消費量を標準炭0.869ト(2005年価格で計算)とし、2010年の1.034トより16%、2005年の1.276トより32%引き下げる；「第12次五カ年計画」期間中に、標準炭6.7億トのエネルギー節約を実現する。2015年には、全国のCODと二酸化硫黄排出総量をそれぞれ2347.6万ト/2086.4万トに抑制し、2010年の2551.7万ト/2267.8万トよりそれぞれ8%引き下げる；全国のアンモニア態窒素と窒素酸化物の排出総量をそれぞれ238.0万ト/2046.2万トに抑制し、2010年の264.4万ト/2273.6万トより10%引き下げる。

#### 二、省エネ・排出削減目標の責任を強化する

(三) 合理的に省エネ・排出削減指標を配分する。經濟發展水準・産業構造・省エネ潜在力・環境容量及び国内産業分布等の要素を総合的に考慮し、全国の省エネ・排出削減目標を各地区・各業種に合理的に配分する。各地区では、国家から下達された省エネ・排出削減指標を行政レベルごとに配分して実行させ、下級行政府・関係部門やエネルギー消費の大きな業種、汚染物質排出量の多い業種それぞれの責任を明確にする。

(四) 省エネ・排出削減統計と監視・評価体系の健全化。エネルギー生産・流通・消費の統計を強化し、建設・運輸交通・公共機関のエネルギー消費の統計及び地区ごとの単位GDPあたりエネルギー消費量指標の四半期統計制度を確立・補強し、統計算定と監視の方法を改善し、資源統計の精度と迅速性を向上させる。排出削減統計・監視と算定・検証方法を修正・改善し、基準と分析方法を統一し、監視データ共有を実現する。アンモニア態窒素と窒素酸化物の排出に関する統計と監視を強化し、農業と排ガスの統計・監視指標の体系を確立する。省エネ・排出削減の評価方法を改善し、全国と各地区の単位GDPあたりエネルギー消費量と主要汚染物質排出指標広報業務を継続して行う。

(五) 目標責任評価考査を強化する。各地区の目標評価と業界の目標評価を結びつけ、5年目標の確実な実行と年度目標の達成を結合し、年度目標考査と進捗状況確認を結合する。省レベル人民政府は、省エネ・排出削減目標の達成状況を毎年国務院に報告しなければならない。関係部門は省エネ・排出削減措置実行状況を毎年国務院に報告しなければならない。国務院は、省レベル人民政府省エネ・排出削減目標責任評価考査を毎年組織展開し、考査の結果を社会に公表する。考査結果の運用を強化し、省エネ・排出削減目標達成状況と政策措置実行状況を指導グループと指導幹部の総合考査評価の重要な要素とし、政府の業績と国有企業業績の管理に組み込み、責任追及制度と「一票否決制」(訳注：省エネ・排出削減目標が未達成であれば他の分野の結果が優れていても否定される制度)を実施し、併せて成績の突出した地区・単位と個人には表彰と褒賞を与える。

### 三、産業構造の調整と合理化

(六) エネルギー消費が高く排出量の多い業種の増大を抑制する。高エネルギー消費・高排出、生産能力過剰の業種の新事業を厳格に抑制し、業界参入へのハードルを高くし、省エネ・環境保護・土地・安全などの指標による抑制を強化し、省エネ評価・環境アセスメント・建設用地審査を法に依り厳格に行い、貸付審査認可を厳格化する。健全なプロジェクト審査認可・承認・登録責任制を確立し、越権審査認可・分離審査認可・未認可建設・認可申請中の建設等の行為は厳格に取り締まり、法に依り関係者の責任を追及する。高エネルギー消費・高排出製品の輸出を厳格に抑制する。中西部地区の産業移転受け入れには高い基準を堅持し、汚染産業や劣後生産設備の移転は厳しく禁じる必要がある。

(七) 劣後生産設備の淘汰を加速させる。重点産業が「第12次五カ年計画」期間中に劣後生産設備を淘汰するための実施方を直ちに制定し、任務を年度により各地区に分けて実行する。劣後生産設備を廃棄する体制を強化し、対象企業が従業員の再配置を責任を持って行うよう指導する。地方各級の人民政府は積極的に資金を手配し、古い生産設備淘汰をサポートする。中央財政は各地区の設備淘汰作業を統一的にサポートし、経済低開発地域に対しては地方交付金(原文は「転移支付」)を通してサポートと奨励を強化する。劣後した産業設備淘汰公表制度を強化し、期限内に淘汰任務を達成しなかった地域については、国家の投資プロジェクトを厳格に規制し、当該地域の重点産業の建設項目に対する許可・審査認可・登録手続きを暫時停止する；期限内に淘汰しなかった企業については、法に依り汚染物質排出許可証・生産許可証・安全生産許可証を取り消す；虚偽の報告を行ったものについては、法に依り企業の責任者と地方政府の関係者の責任を追及する。

(八) 伝統産業の改造とレベルアップ。《産業構造調整指導リスト》を厳格に実行する。高度先端技術と先進的実用技術の運用により伝統産業の改造とレベルアップを加速させ、IT化と工業化の高度な融合を促進し、産業のレベルアップによる牽引力強化が見込まれる重点項目と重汚染企業の移転改造を重点的にサポートする。《加工貿易禁止類商品リスト》を調整し、加工貿易参入へのハードルを高くし、加工貿易のモデル転換と高度化を促進する。企業の合併・再編を誘導し、産業集約化を強化する。

(九) エネルギー構造を調整する。生態系保護と移住者の移住先での安定を確保した上で水力発電を発展させ、安全が確保された上で原子力発電を発展させ、天然ガス開発を加速させ、土地の事情に即して風力・太陽熱・バイオエネルギー・地熱等の再生可能エネルギーを力強く発展させる。2015年までに、非化石エネルギーが一次エネルギー消費総量に占める比重を11.4%まで引き上げる。

(十) サービス業と戦略的新興産業が国民経済に占める割合を高める。2015年までに、サービス業の増加値と戦略的新興産業の増加値の対GDP比をそれぞれ47%と8%前後まで引き上げる。

### 四、省エネ・排出削減重点プロジェクトを実施する

(十一) 省エネ重点プロジェクトの実施。ボイラー・キルンの改造、電気系統の省エネ化、エネルギー系統の最適化、余熱・余圧の利用、石油の節約と代替、省エネ・エコの照明器具製造など

の省エネ改造プロジェクト、及び省エネ技術産業化モデルプロジェクト、省エネ製品購入に対する政府補助、ESCO 推進プロジェクトや省エネ能力建設プロジェクトを実施する。2015 年までに、工業用ボイラーとキルンの平均運転効率を 2010 年よりそれぞれ 5 ポイントと 2 ポイント引き上げ、電気系統運用効率を 2 ～ 3 ポイント引き上げ、余熱・余圧による発電能力を新たに 2000 万キロワット増加し、北方の暖房設備設置地域の既存住居建築物 4 億㎡以上に対して熱供給計測と省エネ改造を行い、夏と冬の寒暖差が大きい地域の既存住居建築物 5000 万㎡について省エネ改造を行い、公共建築物 6000 万㎡について省エネ改造を行い、高性能・省エネ製品の市場シェアを大幅に引き上げる。「第 12 次五カ年計画」期間中に、標準炭 3 億トンの省エネ能力を形成する。

(十二) 汚染物質排出削減重点プロジェクトの実施。都市部の污水处理施設及び配管網建設を推進し、既存の施設を改造・高度化し、脱窒・リン除去を強化し、汚泥処理を大々的に推進し、重点流域地区の汚染総合管理を強化する。2015 年までに、全ての県と重点郷級行政区(鎮)に污水处理能力を実現し、全国の 1 日あたり処理能力を新たに 4200 万トン増加させ、配管網約 16 万 km 新設し、都市の污水处理率を 85% まで上げ、COD とアンモニア態窒素の削減能力をそれぞれ 280 万トンと 30 万トン形成する。大規模化された家畜家禽飼育施設の污水处理設備建設を実施し、COD とアンモニア態窒素排出量削減能力をそれぞれ 140 万トンと 10 万トン形成する。脱硫・脱硝プロジェクトを実施し、石炭火力発電所・鉄鋼業界の焼結機の脱硫を推進し、二酸化硫黄の削減能力を 277 万トン形成する；石炭火力発電所・セメント等業界の脱硝を進め、窒素酸化物削減能力を 358 万トン形成する。

(十三) 循環型経済の重点プロジェクトを実施する。資源総合利用、廃品回収システム、「都市鉱山」モデル基地、再製造産業化、生ゴミの資源化、産業団地の循環化改造、資源循環利用技術モデルの普及等、循環型経済の重点プロジェクトを実施し、100 ヶ所の資源総合利用モデル基地、80 の廃品回収システムモデル都市、50 の「都市鉱山」モデル基地、5 ヶ所の再製造産集結区、100 都市での生ゴミ資源化利用と無害化処理モデルプロジェクトを建設する。

(十四) 様々なルートを使って省エネ・排出削減資金を調達する。省エネ・排出削減の重点プロジェクトに要する資金は、プロジェクト実施の主体が自己資金・金融機関からの融資・公的ファンドを通じて調達し、各級人民政府は一定の資金を手配してプロジェクトを支持し、リードする。地方各級人民政府は各々の実情に応じて大中小都市部の污水处理設備及び配管網建設の主体的責任を請け負い、都市部の污水处理費用徴収と管理を厳格に行う。国家は重点建設項目に対し相当のサポートを与える。

## 五、省エネ・排出削減の管理

(十五) エネルギー消費総量を合理的にコントロールする。エネルギー消費総量抑制目標を配分して実行させる枠組みを確立し、実施方案を制定し、総量抑制目標を地方政府に配分して実行させ、実行目標を責任を持って管理し、評価監督を強化する。固定資産投資項目省エネ評価審査を地区のエネルギー消費増量と総量を抑制する重要な手段とする。エネルギー消費総量予測と早期警戒のシステムを確立し、各地区のエネルギー消費総量と高エネルギー消費業種の電力使用料等の指標を追跡監視し、エネルギー消費総量の増加が速すぎる地区に対しては速やかに警報を発して制御する。工業・建設・運輸交通・公共機関及び大中小都市建設と消費領域において全面的にエネルギー使用管理を強化し、放漫状態のエネルギー供給と無制限のエネルギー使用という現象を適切に改善する。大気汚染共同防止・抑制重点区域では石炭消費総量規制を試行する。

(十六) 重点エネルギー使用部門の省エネ管理を強化する。年間エネルギー消費が標準炭 1 万トン以上のエネルギー使用部門の省エネを法に依って管理強化し、1 万企業(訳注: 11・5 計画期は 1 千企業の省エネ行動を展開)の省エネ・低炭素行動を展開し、標準炭 2.5 億トンの省エネを実現する。目標達成の責任を確定し、エネルギー監査制度を実施し、エネルギー効率水準ベンチマーキングを展開し、企業の健全なエネルギー管理システムを確立し、エネルギー管理先行試行地点を拡大する；エネルギー利用状況報告制度を実施し、省エネ改造実施の速度を速め、エネルギー管理水準を向上させる。地方の省エネ主管部門は毎年、省エネ・低炭素活動に参加した 1 万企業の省エネ目標達成状況について審査評価を行い、評価結果を公表する。年度内省エネ任務を達

成できなかった企業については、強制的にエネルギー監査を行い、期限付きで改善させる。中央国有企業は所在地域の省エネ主管部門の監督管理を受け、業界内で省エネ・排出削減の先頭に立たなければならない。

(十七) 工業の省エネ・排出削減を強化する。電力・石炭・鉄鋼・非鉄金属・石油化学・化学工業・建築材・製紙・紡績・印刷染色・食品加工等の業界において省エネ・排出削減を重点的に推進し、目標達成任務を明確にし、業界指導を強化し、技術の進歩を推し進め、監督管理を強化する。熱電発電の共同生産を発展させ、分散型エネルギーを普及させる。スマート・グリッドを試行する。石炭のクリーンな利用を普及させ、原料炭の選炭処理率を上げ、炭層メタンガスの開発利用を加速させる。工業と情報産業のエネルギー効率向上計画を実施する。情報データセンター、通信機械室・基地の省エネ改造を推進する。電力・鉄鋼・製紙・プリント等の業界で主要汚染物質排出総量を抑制する。新たに建設する石炭燃焼ユニットは全て脱硫・脱硝設備を装備し、現役の石炭燃焼ユニットには全て脱硫設備を備え付ける。安定的に排出基準に達しないものについては取り替えや改造を行い、排気脱硫設備は規定によって排気バイパスを取り付けてはならない。石油化学・非鉄金属・建築材等重点業界において脱硫改造を実施する。新型の乾式セメントキルンには低窒素燃焼技術改造を実施し、脱硝設備を装備する。重点区域・重点業界と重点企業の重金属汚染予防及び対策を強化し、湘江流域を中心に重金属汚染対策と修復の試行モデルを展開する。

(十八) 建設業の省エネを推進する。グリーン建築活动方案を新しく制定、実施し、計画・法規・技術・基準・設計等の方面で全面的に省エネ建築を推進する。新規の建築物には省エネ建築の基準を厳しく課し、基準に基づいた建築執行率を引き上げる。北方の暖房設備設置地域の既存建築物に熱供給計測と省エネ改造を進め、「省エネ暖房」プロジェクトを実施、古くなった熱供給パイプ網を取り替え、熱供給量計測と料金徴収・エネルギー消費割当量の管理を強化する。夏と冬の寒暖差が大きい地域の建築物対象の省エネ改造を推進する。再生可能エネルギーの建築との一体化応用を進め、新型の省エネ建材、再生建材の使用を普及させ、引き続きバルクセメントの使用を普及させる。公共建築物の省エネ監督管理システム構築を強化し、エネルギー監査・エネルギー効率の公表体制を整備し、省エネ改造と運用管理を推し進める。建築物使用のトータルライフサイクルマネジメント制度確立を検討し、建築物取り壊しの管理を厳格化する。都市部照明器具の管理を強化し、過度の電気装飾や不必要な照明強化を厳格に防止・是正する。

(十九) 運輸交通の省エネ・排出削減を推進する。総合的運輸交通システムを速やかに構築し、運輸交通構造を最適化する。都市公共交通を積極的に発展させ、都市部に各種交通資源を科学的且つ合理的に配置し、秩序ある軌道交通機関建設を進める。鉄道の電化率を向上させる。低炭素の運輸交通システム建設をいくつかの都市で試行し、「車・船・路・港」関係の一千企業による低炭素運輸交通特別活動をより活発化させ、道路では“drop and pull transport”を普及させ、全面的に ETC システムを普及させ、内陸河川を航行する船の標準化を実施し、航路を整備し、航空・遠洋輸送の省エネ・排出削減を推進する。空港・埠頭・駅の省エネ改造を展開する。古い自動車・機関車・船舶の淘汰を加速し、2005 年以前に登録され運行営業している、排ガス基準をクリアしていない車両(「黄標車」)を基本的に淘汰し、自動車用燃料の品質向上を加速させる。第4段階の自動車排出基準を実施し、条件の整った重点都市と地区では徐々に第5段階の排出基準を実施していく。全面的に自動車のエコマーク管理を進め、都市部の自動車保有台数コントロールの道を探り、積極的に省エネと新エネルギー自動車を普及させていく。

(二十) 農業と農村の省エネ・排出削減促進。古い農業用器具の淘汰を加速させ、省エネの農業用機械・設備と漁船を普及させる。省エネ型住宅の建設を推進し、新や石炭節約型のストーブや竈を世代交代させ、農村の水道電気の効率アップと規模拡大を図る。家庭用メタンガスと大型・中型メタンガス設備を充実させ、運用管理とメンテナンスサービスを強化する。農業由来の汚染を管理し、農村環境の総合的調整を強化し、農村クリーンプロジェクトを実施する。大規模養殖場と養殖団地での、廃棄物処理施設併設の比率を 50% 以上引き上げ、汚染物質の統一収集・集中処理を奨励する。現地の実情にふさわしい形で、分散型・低コストで維持の容易な汚水処理施設建設を推進する。土地の面積に合わせた施肥を普及させ、効果が高く安全で毒性の低い農薬の使用を奨励し、有機農業の発展を推し進める。

(二十一) 商業と民用の省エネ推進。小売業等商業サービスと旅行業において省エネ・排出削減活動を展開する。商業施設の省エネ改造を加速させ、エネルギー使用管理を厳格化し、消費行動を誘導する。ホテル、商業施設、オフィスビル、空港、駅等では夏季・冬季の空調温度設定基準を厳格に管理する。一般住民の間にエネルギー効率が高く省エネ型の家電製品や照明器具を普及させ、省エネ・環境保護タイプの自動車購入を奨励し、公共交通機関の利用を支持し、エコロジカルな外出を提唱する。使い捨て製品の使用を減らし、過剰包装を制限し、合理的でない消費を抑制する。

(二十二) 公共機関の省エネ・排出削減強化。公共機関の新規建築には厳格に省エネ建築基準を適用する。公共機関オフィスエリアの省エネ改造を加速させ、オフィスビル 6000 万㎡の省エネ改造を達成する。国家機関の熱供給には供給量に応じて料金を徴収する。節約型公共機関モデル単位創設活動を展開し、2000 のモデル単位を創設する。公用車の制度改革を進め、燃費規定管理を厳格化し、省エネタイプと新エネルギーの自動車比率を向上させる。公共機関エネルギー監査・エネルギー効率公表とエネルギー消費割り当て管理制度を確立・補強し、エネルギー消費監視のプラットフォームと省エネ監督管理システムの建設を強化する。軍隊でエネルギー消費の高い施設・設備に対して省エネ改造を行う。

## 六、循環型経済を全力を挙げて発展させる

(二十三) 循環型経済発展についてのマクロ的指導を強化する。循環型経済の発展を更に加速させる意見を検討、提出する。全国で循環型経済発展計画と重点領域特別計画を作成し、各地で計画作成と実施活動がしっかりと行われるように指導する。循環型経済発展の指導リストを検討、制定する。循環型経済特別資金使用管理規則及び実施方案を制定する。循環型経済モデル試行により力を入れ、循環型経済の典型モデルを普及させる。循環型経済統計評価制度を改善する。

(二十四) 全面的にクリーナープロダクション(原文は「清潔生産」)を推進する。クリーナープロダクション推進計画を作成し、クリーナープロダクション評価指標体系を制定・改訂し、重点業種のクリーナープロダクション推進方案を公布する。主要汚染物質排出削減と重金属汚染処理を中心に据え、全面的に農業・工業・建設・商業サービス業等の領域でクリーナープロダクションモデルを推進し、全ての生産過程において汚染物質の生成と排出を抑制し、資源消費を低下させる。クリーナープロダクション審査方案を公布し、クリーナープロダクション強制審査企業名簿を公開する。クリーナープロダクションモデルプロジェクトを実施し、クリーナープロダクション技術の応用を普及させる。

(二十五) 資源の総合利用を推進する。随伴鉱物資源と尾鉱鉱物資源の総合利用を強化し、グリーン鉱山を建設する。石炭脈石、フライアッシュ、工業副産石膏、精錬个体廃棄物、建築及び道路建設廃棄物、農作物収穫後の茎等の総合利用、農林廃棄物の資源化利用を強化し、廃棄物利用の新型建築材を大々的に発展させる。廃棄物は現地でのリサイクルを実現し、移転を減少させる。2015 年までに、工業个体廃棄物総合利用率を 72%以上を達成する。

(二十六) 資源再生利用の産業化を加速させる。「都市鉱山」モデル基地建設を加速させ、再生資源の大規模化利用を推進する。一群の自動車部品・工業機械・鉱山機械・事務用品等の再製造モデル企業を養成し、再製造製品リストを公開し、再製造の大規模化・産業化による発展を押し進める。都市コミュニティと農村部で、ゴミ回収ステーション・分別センター・集散市場を「三位一体」化した再生資源回収システム建設を加速させる。

(二十七) ゴミ資源化利用を促進する。都市生活ゴミの分別収集制度を健全化し、分別収集・密閉輸送・集中処理のシステムを整備する。ゴミ焼却熱発電と熱供給、埋め立てガス発電、生ゴミ資源化利用を奨励する。工業生産過程における都市生活ゴミと汚泥の共同処理を奨励する。

(二十八) 節水型社会の建設を推進する。水利用効率制御の指針を確立し、水使用総量制御と割り当て管理を実施し、区域・業界・製品の水使用指標体系を制定する。効率の良い節水灌漑技術を普及させる。水使用量の多い業種の節水技術改造を加速させ、工業用水循環利用率を上げる。

都市・農村部での生活用水節水を強化し、節水用具の使用を普及させる。再生水・坑内水・海水等の非在来型水資源の利用を推進する。海水淡水化及び総合利用モデルプロジェクトを建設し、モデル都市を創設する。2015年までに、工業付加価値単位あたりの水使用料を30%減少させる。

## 七、省エネ・排出削減技術の開発と応用普及を加速させる

(二十九)省エネ・排出削減に関する一般的技術とキー・テクノロジーの研究開発を加速させる。国家・部門と地方の関係科学技術計画と特定事業の中で、省エネ・排出削減科学技術研究開発に対するサポートを強化し、技術革新の体系を整備する。省エネ・排出削減科学技術特別事業を継続して推進し、高効率・省エネ・廃棄物資源化・小型分散型の汚水処理・農業由来の汚染処理に共通の技術とキー・テクノロジー、そして従来の技術を結合し、問題に取り組む。国家レベルの省エネ・排出削減プロジェクト実験室及び専門家チームを設置する。省エネ・排出削減技術と設備の産業連盟を形成し、国家工程(技術)研究センターを通じて省エネ・排出削減の科学技術研究開発力を引き続き強化する。資源環境の先端技術領域に新しいチームを設け、研究開発基地を建設する。

(三十)省エネ・排出削減技術の産業化モデル拡大。省エネ・排出削減の重大技術・装備産業化事業(原文「工程」)を実施し、希土類元素永久磁石コアレスモータ、LED照明、低品位余熱利用、地熱浅層地温エネルギー応用、生物脱窒除磷、焼結機排煙脱硫脱硝一体化、高濃度有機排水処理、汚泥・ゴミ浸出廃液処理、廃家電・電子製品資源化、金属無害化処理等のキーテクノロジー・設備の産業化を重点的にサポートし、産業化基地建設を加速する。

(三十一)省エネ・排出削減技術の普及応用。省エネ・排出削減技術政策大綱を作成する。国家の重点省エネ技術普及リスト、国家が発展を奨励する重要環境保護技術設備リストを引き続き公表し、省エネ・排出削減技術の選定、評価評定及び普及の枠組みを確立する。エネルギーの段階利用・低温余熱発電・先進的の石炭ガス化・高圧周波数変化による速度制御・コークス乾式消火・蓄熱式ヒーター・吸収式ヒートポンプによる暖房供給・氷蓄冷・高効率熱交換器、及び乾式または半乾式脱硫・膜型バイオリアクター・選択的触媒による窒素酸化物還元制御等の省エネ・排出削減技術を重点的に普及させる。関係国際組織・政府との省エネ環境保護領域での交流と協力を強化し、国外の先進的省エネ環境保護技術を積極的に導入・消化・吸収し、普及に向けた努力を強化する。

## 八、省エネ・排出削減経済政策の整備

(三十二)価格と環境保護費用徴収の改革を推進する。資源産品の価格改革を進め、石炭・電気・石油・ガス・水・鉱産物等の資源産品の価格関係を合理化する。民間の電気・水道に段階料金制導入を進める。電力使用のピーク・バレー時における料金政策を整備する。熱供給体制改革を進め、全面的に熱供給計測料金徴収を普及させる。国家と地区の規定した単位あたり製品エネルギー(電力)消費量限度枠基準を超えた企業とその製品に対しては、懲罰的電気料金を課す。各地方では、国家規定の基礎に立って、差別的電気料金の拡大や懲罰的電気料金の実施能力を手順に従って強化することができる。脱硫電気料金を厳格に実行し、石炭燃焼発電所の排煙脱硫電気料金政策を研究制定する。汚水処理費用に関する政策を更に整備し、汚泥処理費用を徐々に汚水処理コストに組み込む課題を研究する。ゴミ処理の費用徴収方式を改革し、徴収能力を上げ、徴収コストを下げる。

(三十三)財政奨励政策を整備する。中央の予算内投資と中央財政の省エネ・排出削減特定資金の投資を拡大し、省エネ・排出削減重点プロジェクトの実施と能力強化を加速させる。省エネの実績に応じて奨励金を出す制度(原文は「以奨代補」、「以奨促治」)の深化、財政補助方式採用による高効率・省エネの家電製品・照明器具・省エネ型自動車・高効率電動機械等の製品普及サポートの枠組みを整備し、財政資金による誘導を強化する。国有資本経営予算は引き続き企業の省エネ・排出削減項目をサポートする。各地方級人民政府は、省エネ・排出削減に対する財政投入を拡大する。政府はグリーン物資調達を推進し、強制購買と優先購買の制度を整備し、徐々に省エネ・環境製品の比重を高くし、省エネ・環境サービスの政府調達実行を検討する。

(三十四) 健全な税収で政策を支える。国家は省エネ・排出削減所得税・付加価値税等の優遇政策を支持する。資源税改革を積極的に推し進め、原油・天然ガス・石炭の資源税算出徴収方法を従量徴収から従価徴収に改め、税負担の公平性を高め、鉱産資源に関する不合理な費用徴収基金項目を法に従って整理し廃止する。環境税改革を積極的に推し進め、予防と対策の任務が重く技術レベルが成熟している税目から環境保護税の徴収を始め、徐々に徴収範囲を拡大する。資源総合利用と再生可能エネルギー発展のための税収優遇政策を整備し実行する。輸出入税の政策を調整し、エネルギー消費が高く排出量の高い製品の輸出を抑制する。大型の環境保護及び資源総合利用設備製造に輸入が必要な基幹部品及び原材料については、速やかに税収優遇政策を検討制定する。

(三十五) 金融の支持を強化する。各種金融機関の省エネ・排出削減項目に対する貸付に更に力を入れさせ、金融機関が省エネ・排出削減項目に向けた貸付を管理するモデルを新設することを奨励する。各種ベンチャーキャピタル企業、株式投資企業、寄付資金と国際援助資金を省エネ・排出削減領域への投資へと誘導する。エネルギー消費が大きく排出量が高い業種への貸付のハードルを高くし、企業の環境保護違反の情報は人民銀行の企業情報調査システムと中央銀行業監督管理委員会の情報開示システムに取り込み、企業信用等級評価・貸付及び証券担保融資と連動させる。環境汚染責任保険を普及させ、重点区域で重金属に関わる企業は環境汚染責任保険を購買しなければならない。銀行のエコ格付け制度を確立し、エコ貸付効果と銀行金融機関幹部の業務評価・機関参入・業務発展と連動させる。

## 九、省エネ・排出削減監督権の強化

(三十六) 省エネ環境保護法規を健全化する。環境保護法・大気汚染防止法・クリーナープロジェクト促進法・建設項目環境保護管理条例の改正作業を進め、速やかに都市排水・污水处理条例・汚染物排出許可証管理条例・家禽養殖污染防治条例・自動車污染防治条例等の行政法規を制定する。エネルギー使用重点業種省エネ管理規則・エコマーク管理規則・省エネ製品認証管理規則等の部門毎の規定(原文「部門規章」)を改正する。

(三十七) 省エネ評価審査と環境アセスメントの制度を厳格化する。汚染物排出総量指標を環境アセス、審査認可の前提条件とし、年度排出削減目標が達成できない、あるいは重点削減プロジェクトを目標責任書に従って実行していない地区と企業に対しては、段階的に環境アセス審査評価一時停止の措置を取る。省エネ評価・環境アセスを経していない投資プロジェクトについては、関係部門は審査許認可・着工許可を与えてはならず、生産許可証・安全生産許可証・汚染物排出許可証を交付してはならない。また金融機関はそのプロジェクトに融資してはならず、関係単位は水道・電気を供給してはならない。省エネ評価と環境アセスメントの監督管理を強化し、規則規定に違反する各種の審査許可行為を厳重に取り締まる。省エネ評価費用は省エネ審査機関と同級の財政部門が準備する。

(三十八) 重点汚染源とその処理施設運行について監督管理を強化する。汚染物排出許可証の管理を厳格化する。重点流域・重点地区・重点業種の汚染源監督管理を強化し、主要汚染物基準超過が甚だしい国家重点環境監視企業名簿を適切なタイミングで公表する。国家重点環境監視範囲に入る電力・鉄鋼・製紙・印刷染色等の重点業種の企業は、運行管理監視プラットフォームと汚染物排出自動監視システムを備え、運行状況と汚染物排出情報を定期的に報告し、汚染源自動監視データをネットワークで共有しなければならない。都市部の污水处理施設建設が甚だしく遅れている地区、費用徴収政策が確実に実行されていない地区、污水处理場の建設一年以内に実際処理水量が設計能力の60%に満たない地区、及び污水处理施設は完成しているが正当な理由無く運用していない地区については、当該都市建設プロジェクトの環境評価審査認可を一時見合わせ、関係プロジェクトの国家建設資金を一時停止する。

(三十九) 省エネ・排出削減の法執行監督を強化する。各級人民政府は省エネ・排出削減特別検査を組織・展開し、各項の措置の確実な実行を促し、法律・法規に違反する行為を厳重に取り締まらなければならない。エネルギー消費重点単位と重点汚染源に対する法執行検査に力を入れ、エネルギー消費の大きい特殊設備の省エネ基準と建築施工段階基準の執行情況、国家機関オフィ



スビル建築と大型公共施設建築の省エネ管理監督システム建設情況、及び省エネ環境保護製品の品質とエコマークの監督検査を強化する。省エネ環境保護に関する法律・法規に甚だしく違反している、旧式の生産設備を要求に基づいて淘汰していない、規則に違反して淘汰を明確に命じられた旧式の生産設備を使用している、エコマークを不正に使用している、排出削減設備を要求に従って運行していない、等の行為に対しては、公開通達或いは違反企業名を（関係省庁内で）公表して改善を促し、期限付きで是正させ、関係責任者には厳重な処分を下す。省エネ・排出削減法執行責任制を実行し、行政の不作为や方の執行が厳格でない等の行為に対しては、関係主管部門と法執行機関の責任者について厳重にその責任を追及する。

#### 十、省エネ・排出削減の市場化メカニズムを普及させる

（四十）エコマークと省エネ環境保護製品認証の実施を強化する。家電等末端の電化製品のエコマーク実施範囲を拡大し、広報周知と政策的奨励を強化し、消費者を省エネ効果の高い製品を購入する方向に誘導する。省エネ製品・エコマーク製品・環境保護設備認証を継続して促進し、認証基準を統一し、認証範囲を拡大し、有効な国際相互承認の枠組みを確立する。マークや認証品質の監督管理を強化する。

（四十一）「トップランナー」基準制度を確立する。高エネルギー消費製品と末端の電化製品のエネルギー効率に関する先進的水準を研究・確定し、「トップランナー」エネルギー効率基準を制定し、実施までの期限を明確にする。「トップランナー」エネルギー効率基準と新規着工プロジェクトの省エネ審査、省エネ製品普及応用を組み合わせ、企業の技術進歩を推し進め、基準の新旧交代を加速させ、エネルギー効率水準向上を促進する。

（四十二）省エネ発電調整と電力需要管理システムを強化する。発電調整方式を改革し、電力会社は省エネ・経済の減速に従って水力発電・風力発電・太陽光発電・原子力発電及び余熱余圧・炭層メタン・FLG（ランドフィル・ガス）・ボタ・ゴミなどによる発電を優先的に配置して発電網に乗せ、省エネ・環境保護・高効率の火力発電ユニットを優先的に発電網に組み入れる。発電権取引を研究・推進する。電力企業はこまめに、真実に則り、正確で完全な省エネ発電調整情報を発表し、電力監督管理部門は省エネ発電調整作業の監督を強化しなければならない。電力需要側管理規則を確実に実行し、関連政策を制定し、ルールに従った秩序ある電力消費を実行する。建設技術サポートプラットフォームを基礎に、都市総合試行地点を展開し、省エネ発電所を普及させる。

（四十三）ESCO を速やかに普及させる。財政・税収・金融等のサポート政策を実施し、ESCO 企業がエネルギー管理契約方式を採用してエネルギー消費単位の省エネ改造を実施するよう誘導し、ESCO 産業の成長発展をサポートする。ESCO プロジェクトの省エネ量審査と取引の制度を研究、確立し、第三者による審査評価機関を育成する。大型エネルギー重点消費単位が自身の技術力と管理経験を利用し、ESCO 企業を立ち上げることを奨励する。各種担保融資機関にリスク分担提供を促し、サポートする。

（四十四）汚染物排出権と二酸化炭素排出権取引の試行地点を推進する。主要汚染物排出権有償取引の試行地点を充実させ、健全な汚染物排出権取引市場を確立し、汚染物排出権有償使用と取引の試行地点に関する指導意見を検討、制定する。二酸化炭素排出権取引試行地点を展開し、第三者認証排出削減（VER）の枠組みを作り、二酸化炭素排出権取引市場の建設を推進する。

（四十五）汚染処理施設建設と運行のコンセッション経営を促進する。石炭火力発電所排気脱硫のコンセッション経営の試行経験を総括し、関係政策措置を拡充する。複数の建設運営モデルを採用して都市の汚水ゴミ処理・工業団地の汚染物集中処理を展開し、処理施設の安定的高効率の操業を確実にする。環境保護施設運営資格制度を実行し、環境保護施設の専門化・社会的サービス業化を推進する。市場参入の仕組みを整備し、市場での行為の基準を定め、地元保護主義を打ち破って、企業のために公平な競争の行える市場環境を整える。

#### 十一、省エネ・排出削減基礎工作と能力開発の強化

(四十六) 省エネ環境保護の基準システム建設を加速させる。重点業種単位製品エネルギー消費限度枠・製品エネルギー効率と汚染物排出等に関する国家強制基準、及び建築省エネ基準と設計規格を制定・改定し、参入のハードルを高くする。環境保護製品及び備品の基準を制定し補完する。自動車燃費規制値・低速自動車排気基準を整備する。軽自動車第5段階排気基準を制定・改定し、第4・第5段階の自動車燃料国家基準を公布・実施する。アンモニア態窒素・窒素酸化物抑制目標の要求を満たす排出基準を確立する。地方が法に従いより厳格な省エネ環境保護地方基準を制定するよう奨励する。

(四十七) 省エネ・排出削減管理能力建設の強化。健全な省エネ管理、監察、サービスの「三位一体」の省エネ管理システムを確立し、政府の省エネ管理能力建設を強化し、機関を拡充し人員を充実させる。省エネ監察機関の能力開発を強化し、監視と検査測定のための設備を配備し、人員の養成を強化し、法執行能力を向上させ、全国の省・市・県の三級をカバーする省エネ監察システムを整備補完する。エネルギー統計能力の建設を引き続き推進する。エネルギー消費重点単位の要求に従った計器器具の配備を推進し、エネルギー計測データのオンライン収集・リアルタイム計測を推進する。都市エネルギー計測建設モデルを展開する。排出削減監督管理能力開発を強化し、環境監視機構の標準化を推進し、汚染源監視・自動車汚染監視制御・農業汚染測定検査・排出削減管理能力を向上させ、国家・省・市の三級にわたって排出削減監視制御システムを確立、健全化し、人員の養成と作業チームの建設を強化する。

## 十二、省エネ・排出削減への全社会の参与

(四十八) 省エネ・排出削減教育を強化する。省エネ・排出削減を社会主義コア・バリュー宣伝教育体系及び基礎教育・高等教育・職業教育システムに組み込む。全国省エネ宣伝週間、世界環境デー等のテーマ宣伝活動を組織し、日常生活での省エネ・排出削減の宣伝教育を強化する。報道機関は積極的に省エネ・排出削減の重要性、緊迫性及び国家が採用した政策措置とその成果を宣伝し、先進的モデルを紹介し、省エネ・排出削減の知識と方法を普及させ、世論の監督と対外宣伝を強化し、積極的に省エネ・排出削減に向けた良好な国内・国際環境を形成しなければならない。

(四十九) 省エネ・排出削減の全国民的活動をより発展させる。家庭や地域社会、青少年、企業、学校、兵営、農村、政府機関、科学技術、科学の普及、メディア等の十の省エネ・排出削減特別活動を掌握し、典型モデル、テーマ活動、展覧展示、新ポストの創設、合理化提案等多くの形式を通し、全社会から広く動員して省エネ・排出削減活動に参加させ、従業員省エネ・排出削減ボランティア監督グループの役割を発揮させ、文明的・節約型・エコ・低炭素の生産方式、消費モデル、生活習慣を提唱する。

(五十) 政府機関が率先して省エネ・排出削減に取り組む。各級人民政府機関は、省エネ・排出削減を各機関の業務の重要任務として取り組み、規章制度を健全化し、それぞれのポストの責任を全うし、管理措置を厳密化し、節約の意識を形成し、節約行動を実践し、省エネ・排出削減の手本とならなければならない。

- 添付資料： 1 .「第12次五カ年計画」各地区の省エネ目標  
2 .「第12次五カ年計画」各地区のCOD排出総量抑制計画  
3 .「第12次五カ年計画」各地区のアンモニア態窒素排出総量抑制計画  
4 .「第12次五カ年計画」各地区の二酸化硫黄排出総量抑制計画  
5 .「第12次五カ年計画」各地区の窒素酸化物排出総量抑制計画

添付資料 1 : 「第 12 次五カ年計画」各地区の省エネ目標

地区	単位 GDP あたりエネルギー消費下降率 (%)		
	「第 11 次五カ年計画」期間	「第 12 次五カ年計画」期間	2006-2015 年累計
全国	19.06	16	32.01
北京	26.59	17	39.07
天津	21	18	35.22
河北	20.11	17	33.69
山西	22.66	16	35.03
内モンゴ	22.62	15	34.23
遼寧	20.01	17	33.61
吉林	22.04	16	34.51
黒竜江	20.79	16	33.46
上海	20	18	34.4
江蘇	20.45	18	34.77
浙江	20.01	18	34.41
安徽	20.36	16	33.1
福建	16.45	16	29.82
江西	20.04	16	32.83
山東	22.09	17	35.33
河南	20.12	16	32.9
湖北	21.67	16	34.2
湖南	20.43	16	33.16
広東	16.42	18	31.46
広西	15.22	15	27.94
海南	12.14	10	20.93
重慶	20.95	16	33.6
四川	20.31	16	33.06
貴州	20.06	15	32.05
雲南	17.41	15	29.8
チベット	12	10	20.8
陝西	20.25	16	33.01
甘肅	20.26	15	32.22
青海	17.04	10	25.34
寧夏	20.09	15	32.08
新疆	8.91	10	18.02

注：「第 11 次五カ年計画」期間の各地区の単位 GDP あたりエネルギー消費低下率は、新疆以外は国家統計局の最終公表データであり、新疆は暫定的に確認されたデータである。

添付資料2：「第12次五カ年計画」各地区のCOD排出総量抑制計画 単位：万トン

地区	2010年		2015年		2015年対2010比(%)	
	排出量	うち： 工業と生活	抑制量	うち： 工業と生活	増加/減少	うち： 工業と生活
北京	20	10.9	18.3	9.8	-8.7	-9.8
天津	23.8	12.3	21.8	11.2	-8.6	-9.2
河北	142.2	45.6	128.3	40.7	-9.8	-10.8
山西	50.7	31.2	45.8	27.9	-9.6	-10.6
内モンゴ	92.1	27.5	85.9	25.4	-6.7	-7.5
遼寧	137.3	47	124.7	42.1	-9.2	-10.4
吉林	83.4	28.8	76.1	26.1	-8.8	-9.4
黒龍江	161.2	47.8	147.3	43.4	-8.6	-9.3
上海	26.6	22.5	23.9	20.1	-10	-10.5
江蘇	128	86.3	112.8	75.3	-11.9	-12.8
浙江	84.2	61.4	74.6	53.7	-11.4	-12.5
安徽	97.3	55.6	90.3	52	-7.2	-6.5
福建	69.6	45.8	65.2	43.1	-6.3	-6
江西	77.7	51.9	73.2	48.3	-5.8	-7
山東	201.6	62.7	177.4	54.6	-12	-12.9
河南	148.2	62	133.5	55.8	-9.9	-10
湖北	112.4	62.1	104.1	59	-7.4	-5
湖南	134.1	71.8	124.4	66.8	-7.2	-7
広東	193.3	130.6	170.1	113.8	-12	-12.9
広西	80.7	58.1	74.6	53.6	-7.6	-7.8
海南	20.4	9.2	20.4	9.2	0	0
重慶	42.6	29.4	39.5	27.5	-7.2	-6.5
四川	132.4	75	123.1	71.3	-7	-5
貴州	34.8	28.1	32.7	26.4	-6	-6.1
雲南	56.4	48	52.9	45	-6.2	-6.2
チベット	2.7	2.3	2.7	2.3	0	0
陝西	57	36.4	52.7	33.5	-7.6	-7.9
甘肅	40.2	25.5	37.6	23.7	-6.4	-6.9
青海	10.4	8.1	12.3	9.6	18	18
寧夏	24	13.3	22.6	12.5	-6	-6.3
新疆	56.9	26.2	56.9	26.2	0	0
新疆生産建設部隊	9.5	4.7	9.5	4.7	0	0
合計	2551.7	1328.1	2335.2	1214.6	-8.5	-8.5

注：全国 COD 排出量総量抑制目標は 2347.6 万トン（うち工業と生活は 1221.9 万トン）、実際には各地区に 2335.2 万トン配分し（うち工業と生活は 1214.6 万トン）、国家に 12.4 万トン保留。COD 排出権有償分配と排出取引試行地点に使用する。

添付資料 3：「第 12 次五カ年計画」各地区のアンモニア態窒素排出総量抑制計画 単位：万トン

地区	2010 年		2015 年		2015 年 対 2010 年比(%)	
	排出量	うち： 工業と生活	抑制量	うち： 工業と生活	増加 / 減少	うち： 工業と生活
北京	2.2	1.64	1.98	1.47	-10.1	-10.2
天津	2.79	2.18	2.5	1.95	-10.5	-10.4
河北	11.61	6.98	10.14	6.1	-12.7	-12.6
山西	5.93	4.66	5.21	4.08	-12.2	-12.4
内蒙古	5.45	4.19	4.92	3.79	-9.7	-9.5
遼寧	11.25	7.56	10.01	6.69	-11	-11.5
吉林	5.87	3.92	5.25	3.49	-10.5	-10.9
黒竜江	9.45	6.14	8.47	5.49	-10.4	-10.6
上海	5.21	4.83	4.54	4.21	-12.9	-12.9
江蘇	16.12	11.98	14.04	10.4	-12.9	-13.2
浙江	11.84	8.96	10.36	7.84	-12.5	-12.5
安徽	11.2	7.07	10.09	6.38	-9.9	-9.8
福建	9.72	6.16	8.9	5.67	-8.4	-8
江西	9.45	6.18	8.52	5.57	-9.8	-9.8
山東	17.64	10.06	15.29	8.7	-13.3	-13.5
河南	15.57	8.8	13.61	7.66	-12.6	-12.9
湖北	13.29	8.25	12	7.43	-9.7	-9.9
湖南	16.95	10.15	15.29	9.16	-9.8	-9.8
広東	23.52	17.53	20.39	15.16	-13.3	-13.5
広西	8.45	5.63	7.71	5.13	-8.7	-8.9
海南	2.29	1.36	2.29	1.37	0	1
重慶	5.59	4.19	5.1	3.81	-8.8	-9
四川	14.56	8.5	13.31	7.78	-8.6	-8.5
貴州	4.03	3.19	3.72	2.94	-7.7	-7.8
雲南	6	4.66	5.51	4.29	-8.1	-8
チベット	0.33	0.28	0.33	0.28	0	0
陝西	6.44	4.8	5.81	4.34	-9.8	-9.6
甘肅	4.33	3.7	3.94	3.38	-8.9	-8.7
青海	0.96	0.87	1.1	1	15	15
寧夏	1.82	1.6	1.67	1.47	-8	-8

新疆	4.06	3.08	4.06	3.08	0	0
新疆生産建設部隊	0.51	0.25	0.51	0.25	0	0
合計	264.4	179.4	236.6	160.4	-10.5	-10.6

注：全国アンモニア態窒素排出量 10%削減の総量抑制目標は、238.0 万トﾝ(うち工業と生活は 161.5 万トﾝ)、実際に各地区に配分されるのは 236.6 万トﾝ(うち工業と生活は 160.4 万トﾝ)、国家が 1.4 万トﾝ保留し、排出権有償分配と排出取引の試行地点に使う。

添付資料 4：「第 12 次五カ年計画」各地区の二酸化硫黄排出総量抑制計画 単位：万トﾝ

地区	2010 年排出量	2015 年抑制量	2015 年 対 2010 年比 (%)
北京	10.4	9.0	-13.4
天津	23.8	21.6	-9.4
河北	143.8	125.5	-12.7
山西	143.8	127.6	-11.3
内モンゴ	139.7	134.4	-3.8
遼寧	117.2	104.7	-10.7
吉林	41.7	40.6	-2.7
黒竜江	51.3	50.3	-2
上海	25.5	22	-13.7
江蘇	108.6	92.5	-14.8
浙江	68.4	59.3	-13.3
安徽	53.8	50.5	-6.1
福建	39.3	36.5	-7
江西	59.4	54.9	-7.5
山東	188.1	160.1	-14.9
河南	144	126.9	-11.9
湖北	69.5	63.7	-8.3
湖南	71	65.1	-8.3
広東	83.9	71.5	-14.8
広西	57.2	52.7	-7.9
海南	3.1	4.2	34.9
重慶	60.9	56.6	-7.1
四川	92.7	84.4	-9
貴州	116.2	106.2	-8.6
雲南	70.4	67.6	-4
チベット	0.4	0.4	0
陝西	94.8	87.3	-7.9
甘肅	62.2	63.4	2

青海	15.7	18.3	16.7
寧夏	38.3	36.9	-3.6
新疆	63.1	63.1	0
新疆生産建設部隊	9.6	9.6	0
合計	2267.8	2067.4	-8.8

注：全国二酸化硫黄排出量8%削減の総量抑制目標は2086.4万ト、実際には各地区に2067.4万ト配分され、国家が19.0万トを保留、二酸化硫黄排出権有償分配と排出取引の試行地点に使う。

添付資料5：「第12次五カ年計画」各地区の窒素酸化物排出総量抑制計画 単位：万ト

地区	2010年排出量	2015年抑制量	2015年 対2010年比(%)
北京	19.8	17.4	-12.3
天津	34	28.8	-15.2
河北	171.3	147.5	-13.9
山西	124.1	106.9	-13.9
内蒙古	131.4	123.8	-5.8
遼寧	102	88	-13.7
吉林	58.2	54.2	-6.9
黒龍江	75.3	73	-3.1
上海	44.3	36.5	-17.5
江蘇	147.2	121.4	-17.5
浙江	85.3	69.9	-18
安徽	90.9	82	-9.8
福建	44.8	40.9	-8.6
江西	58.2	54.2	-6.9
山東	174	146	-16.1
河南	159	135.6	-14.7
湖北	63.1	58.6	-7.2
湖南	60.4	55	-9
広東	132.3	109.9	-16.9
広西	45.1	41.1	-8.8
海南	8	9.8	22.3
重慶	38.2	35.6	-6.9
四川	62	57.7	-6.9
貴州	49.3	44.5	-9.8
雲南	52	49	-5.8
チベット	3.8	3.8	0
陝西	76.6	69	-9.9

甘肅	42	40.7	-3.1
青海	11.6	13.4	15.3
寧夏	41.8	39.8	-4.9
新疆	58.8	58.8	0
新疆生産建設部隊	8.8	8.8	0
合計	2273.6	2021.6	-11.1

注：全国窒素酸化物排出 10%削減の総量抑制目標は 2046.2 万ト、実際には各地区に 2021.6 万ト配分、国家が 24.6 万ト留保。窒素酸化物排出権有償分配と排出取引試行地点に使う。